議案第16号

佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の制 定について

佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例を別紙の とおり制定する。

令和7年2月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年佐倉市条例第33 号) 附則第9項及び第10項
- (2) 佐倉市環境保全条例(平成11年佐倉市条例第27号)第67条
- (3) 佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例(平成17年佐倉市条例第49号)第37条

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。